歴史資料等保有施設として指定した施設(行政機関の施設)

(令和六年一月一日現在)

_4-	0
定した施設 【12施設】	公文書等の管理に関
]	公文書等の管理に関する法律施行令第三条第一
	一項の規定に基づき歴
	史資料等保有施設として
	て内閣総理大臣が指

施設の名称	所 在 地
宮内庁書陵部図書課(図書寮文庫)	東京都千代田区千代田一の一
宮内庁正倉院事務所	奈良県奈良市雑司町一二九
国税庁税務大学校研究部(税務情報センター租税史料室)	埼玉県和光市南二の三の七
文部科学省国立教育政策研究所(教育図書館)	東京都千代田区霞が関三の二の二
文部科学省日本学士院 (図書室)	東京都台東区上野公園七の三二
文化庁企画調整課国立近現代建築資料館	東京都文京区湯島四の六の一五
文化庁日本芸術院(展示室及び保管庫)	東京都台東区上野公園一の三〇
科学館) 国土交通省国土地理院地理空間情報部情報サービス課(地図と測量の	茨城県つくば市北郷一
環境省国立水俣病総合研究センター(水俣病情報センター)	熊本県水俣市明神町五五の一〇
防衛省防衛大学校総合情報図書館	神奈川県横須賀市走水一の一〇の二〇
防衛省防衛研究所戦史研究センター(史料室)	東京都新宿区市谷本村町五の一
防衛省陸上自衛隊衛生学校医学情報史料室(彰古館)	東京都世田谷区池尻一丁目二の二四